

1. 件名：高速炉臨界実験装置（FCA）の廃止措置計画等の変更申請の順序に係る行政相談
2. 日時：令和5年11月16日（木）13時00分～13時05分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議卓A  
※本面談は、テレビ会議システムで実施
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
島村主任安全審査官、加藤試験炉係長  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
臨界ホット試験技術部 技術主席 他2名  
保安管理部 品質保証課 マネージャー  
安全・核セキュリティ統括本部  
安全管理部 施設保安管理課 主査 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料  
なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	お時間になりましたので本日の行政相談の方を始めさせていただきたいと思ます。本日の行政相談になりますけれども前回、
0:00:14	令和 5 年 11 月 1 日付で強制相談がありましたFCAの廃止措置計画等の変更につきまして、
0:00:22	本日原子力規制庁の方から行政相談の方の確認結果の回答をさせていただきたいと思っております。
0:00:33	それでは早速、回答の方になりますけれど、
0:00:38	まず今回の件について、
0:00:41	ですが、
0:00:44	原子炉等規制法が、段階規制であることを踏まえると、後段規制において整合を図るべき許可が変更されていない状態で保安規定の変更認可申請を行うことは適切ではないと考えております。
0:01:00	また原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号に定める第 23 条。
0:01:08	第 1 項もしくは第 26 条第 1 項の許可を受けたところまたは同条第 2 項の規定により届けたところによるものではないこと。
0:01:18	保安規定の認可の基準の許可との整合性ですね、こちらの方確認できないこと。
0:01:25	ということがございますので、原子炉設置変更許可の前に、保安規定の変更認可するっていうことはできないと考えております。
0:01:34	VISAは本件行政サーバの回答となっております、回答の理由ですけれど、
0:01:41	原子炉等規制法第 37 条第 2 項では、保安危険の認可の基準として先ほど申し上げました許可との整合性。
0:01:52	について、記載されておまして、許可によって続けたところが、許可したところまた都度切れたところによるものではないことに該当しないことというのが定められております。
0:02:07	現在のFCAの原子炉設置許可ですけれど使用済み燃料の処分の方法が、使用済み。
0:02:16	今回の対象となります。
0:02:20	系濃縮ウラン。
0:02:23	処分の方法につきまして、許容するというような内容になっておまして、今回相談のありました保安規定の変更内容と、現在の原子炉設置許可の内容が、
0:02:34	聴講していない状態となっております。また原子炉等規制法が、先ほど回答でも申し上げました通り段階規制であることを踏まえても、後段規制において整合を図

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るべき許可が変更されていない状態で保安規定の変更認可申請を行うことは適切ではないと考えております。
0:02:54	以上が開口の理由となっております。
0:03:02	規制庁からは以上となりますけれども、何かJAからございますでしょうか。
0:03:09	原子力機構支援のコジマですありがとうございました。市、こちらから特にございません。
0:03:21	規制庁の加藤です。その他、本日出席されております方々何かございますでしょうか。
0:03:29	よろしいでしょうか。
0:03:34	点検保安管理部からも特にございません。ありがとうございます。
0:03:40	今日 10 日報です。
0:03:42	それではよろしいようでしたらこれで本日の行政相談終了とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。
0:03:51	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。